



岡谷市告示第60号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び岡谷市市税条例（昭和26年岡谷市条例第21号。）第18条の2第1項の規定により、地方税法又は岡谷市市税条例に定める納期限等を延長する件（令和元年11月13日付岡谷市告示第34号）において別に告示で定めることとされている納期限等は次のとおりとする。

令和2年7月8日

岡谷市長 今井 竜 五



○ 法人市民税

本来の期限	延長後の期限
申告及び納付期限が、令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来するもの	令和2年8月31日